

秋田県における
部活動の地域移行推進計画
(Ver. 1)

令和5年8月
秋田県教育委員会

目 次

はじめに	1
I 推進計画策定の背景	2
1 国の動向	2
2 本県の中学校部活動を取り巻く現状	2
(1) 部活動における少子化の影響	2
(2) 教員の負担	3
II 推進計画の基本的な考え方	5
1 策定趣旨	5
2 位置付け	5
3 実施期間・取組	5
4 目指す姿	5
III 学校部活動の地域移行の全体像	6
1 地域移行に係る体制整備	6
2 学校部活動の地域連携・地域移行のイメージ	6
IV 学校部活動の地域移行に向けた主な課題と解決に向けた取組例	8
1 実施主体・運営団体	8
2 指導者	8
3 活動場所	9
4 保護者負担	9
5 保険の加入	10
V 学校部活動の地域移行に向けた県・市町村・学校の役割	11
1 県の役割	11
2 市町村の役割	13
3 学校の役割	14
VI 学校部活動の地域移行のロードマップ・パターン・数値目標	15
1 地域移行のロードマップ	15
2 休日における部活動の地域移行パターン	16
(1) パターンA 地域における既存団体活用型	17
(2) パターンB 地域における新たな団体創設型	19
(3) パターンC 拠点校方式・市町村連携等	21
3 数値目標	22
おわりに	23

はじめに

スポーツ・文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、地域社会の活性化にも寄与するなど、その果たす役割は極めて重要です。

本県では、令和4年3月に「第4期秋田県スポーツ推進計画」を、令和5年3月には「第3期あきた文化振興ビジョン」を策定し、心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指しています。

学校の部活動は、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じた社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

さらに、教員にとっても教室とは異なる環境での交流・触れ合いを通じた子どもとの信頼関係の構築など、教員自身の大切な学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しています。

一方、部活動の運営は、これまで教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや指導経験がない教員にとって多大な負担となっているとの課題もあげられています。さらに、昨今の急速な少子化に伴う、学校の統廃合や教員数の減少等により、現在の形での部活動では、子どもたちのニーズに応えることができない状況も生じています。

このような状況の中、本県では、平成30年8月に「運動部活動運営・指導の手引」、平成31年3月に「文化部活動運営・指導の手引」を策定するとともに、令和元年度から県内中学校へ部活動指導員を配置するなど、部活動の運営・改善方策に取り組んでいます。

国は、学校部活動では支えきれなくなっている地域のスポーツ・文化芸術環境について、学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、できる限り早期の実現を目指しています。

本県においても、令和3年度から国の委託事業を活用した実践研究を実施し、拠点地域の取組を通じた課題の洗い出しや有識者による連絡協議会での協議を進め、本県の実情に応じた地域移行の在り方について検討を重ねております。

少子化が急速に進展する本県では、子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりが重要であると考えます。そのため、単に学校部活動の地域移行自体を目的化するのではなく、あらゆる関係者の連携・協働の下、子どもたちを含む地域住民全体を見据えた取組を進め、学校部活動の地域移行を地域づくり・地域振興へ発展させていくことが重要です。

I 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されました。

これらを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

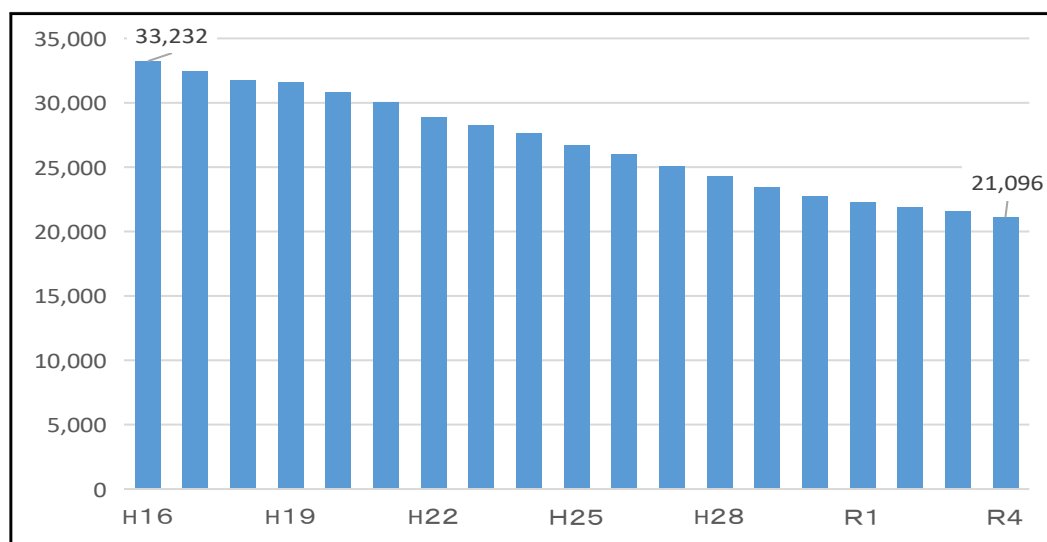
このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

2 本県の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 部活動における少子化の影響

本県の中学校生徒数は、令和4年度は21,096人で前年度より504人の減少（23.3%の減少率）であり、平成16年度と比較すると、12,136人の減少（36.5%の減少率）となっています。全国的に少子化が進む中、とりわけ本県では全国最大のペースで進んでおり、今後も生徒数の減少が見込まれます（図1参照）。

図1：秋田県における公立中学校生徒数の推移（平成16年～令和4年）



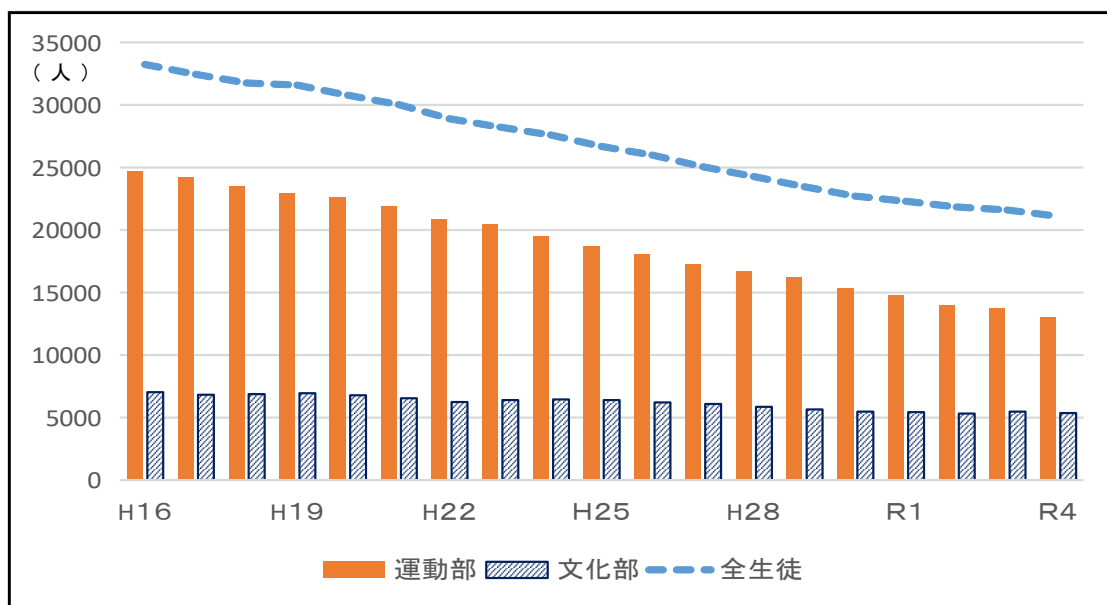
「教育課程編成状況等に関する調査（秋田県教育委員会）」

少子化は部活動の加入数にも影響しており、平成16年度には31,748人（運動部24,717人、文化部7,031人）いた部員が、令和4年度には18,400人（運動部13,035人、文

化部5,365人)に減少しています(図2参照)。

また、近年では学校外のスポーツクラブ・団体等に所属する子どもが増加しているなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、部活動における団体競技や部門では、学校単位でのチーム編成が難しいため、合同チームでの登録数が増加しているなど、従来の枠組みでの部活動の維持が一層難しくなっている現状にあります。

図2：秋田県における公立中学校部活動部員数の推移(平成16年度～令和4年度)



(単位：人)	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
運動部員数	24,717	22,962	20,850	18,671	16,719	14,754	13,035
文化部員数	7,031	6,954	6,250	6,406	5,859	5,441	5,365
合計	31,748	29,916	27,100	25,077	22,578	20,195	18,400
全生徒数	33,232	31,585	28,894	26,681	24,271	22,296	21,096

「教育課程編成状況等に関する調査(秋田県教育委員会)」

(2) 教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ・不登校への対応や新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

県教育委員会の調査では、月当たり時間外在校等時間が45時間を超えた割合は、小学校・特別支援学校と比較して、中学校・高校が高く、その中でも中学校での超過勤務が目立っており(表1参照)、主な要因として1位が「部活動」、2位が「調査・報告」、3位が「分掌事務」となっています。

表 1 : 時間外在校等時間の状況 (令和 4 年度実績)

「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」検証結果 (令和 5 年 7 月 秋田県教育委員会)

	平均時間外在校等時間(時間)	月当たり時間外在校等時間(延べ人数)			年間時間外在校等時間が360時間を超えた人数(実人数)
		0~45時間	45超~80時間	80時間超~	
小学校	33.1	28,656	8,621	683	1,788
		75.5%	22.7%	1.8%	56.2%
中学校	48.8	12,154	9,904	3,385	1,634
		47.8%	38.9%	13.3%	76.6%
高校	39.3	14,613	5,119	2,003	1,072
		67.2%	23.6%	9.2%	58.4%
特別支援学校	22.2	10,707	723	5	202
		93.6%	6.3%	0.0%	21.3%
全校種	37.3	66,130	24,367	6,076	4,696
		68.5%	25.2%	6.3%	58.0%



©2015 秋田県んだッチ

II 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、県内公立中学校を対象とする学校部活動の地域移行を進めるための計画として位置付けるものです。

また、市町村は、本推進計画を参考に、地域の実態に応じた地域移行の在り方について検討し、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定する必要があります。

3 実施期間・取組

国が改革推進期間として定めた令和5年度から令和7年度中に、本県では地域移行を行うことを原則とします。各市町村においては新たな環境の整備状況が異なるため、合意形成や条件整備等に時間を要することも考えられますが、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて可能な限り早期に取組を進めていくことが望まれます。

また、改革推進期間における地域クラブ等の活動について、国では休日から段階的に移行していくことを基本としていますが、本県では将来を見据えた一体的な取組を進めるため、例えば休日と平日を併せた体制の整備を進めていくなど、移行のやり方や方法は市町村の状況に応じた様々な形が考えられます。

なお、県や市町村においては、本推進計画策定後も、地域移行に向けた取組等の進捗状況を定期的に調査・検証し、本県にとってよりよい形での部活動の地域移行の姿を検討し更なる改革を推進していく必要があります。

4 目指す姿

地域移行を進めていくに当たっては、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

そのためには、部活動の地域移行は、単に学校から部活動を切り離すということだけではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが、重要になると考えます。

【目指す姿】

**誰もが 身近で スポーツや文化芸術活動に
継続して親しむことのできる環境づくり**



Ⅲ 学校部活動の地域移行の全体像

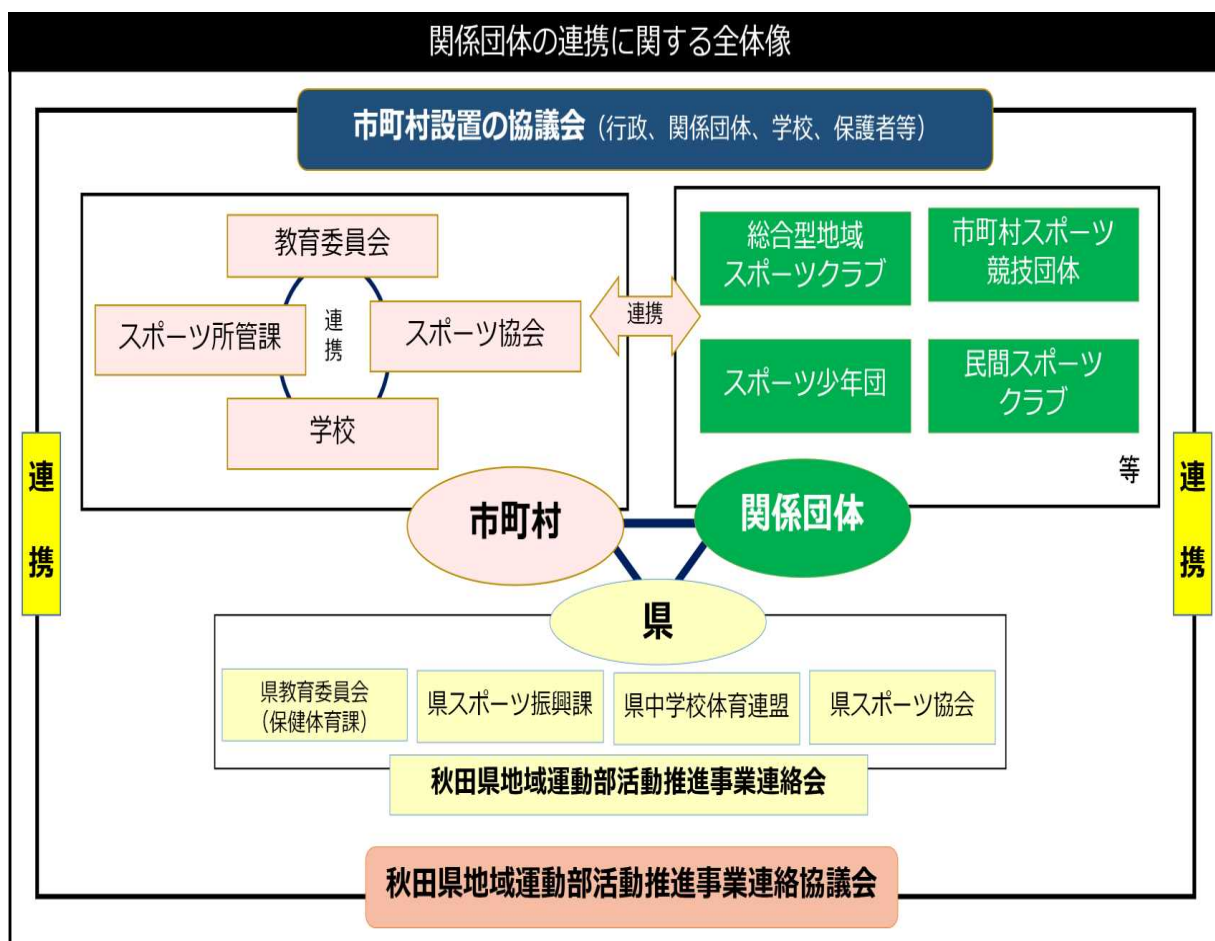
1 地域移行に係る体制整備

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

学校部活動や地域クラブの環境は、地域ごとに異なることから、図3の県、市町村及び関係団体等が連携・協働する体制づくりが重要です。

また、図3については、文化部も同様の体制が考えられます。

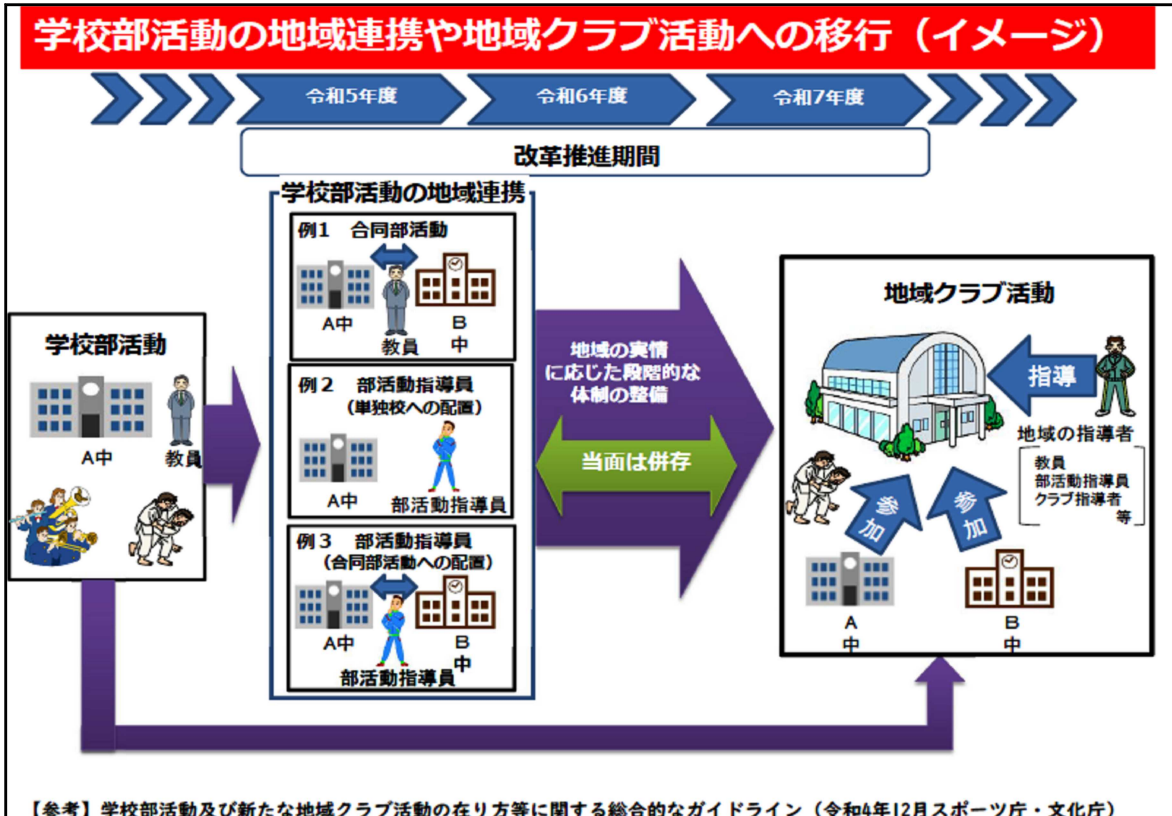
[図3：関係団体の連携の全体像（イメージ）]



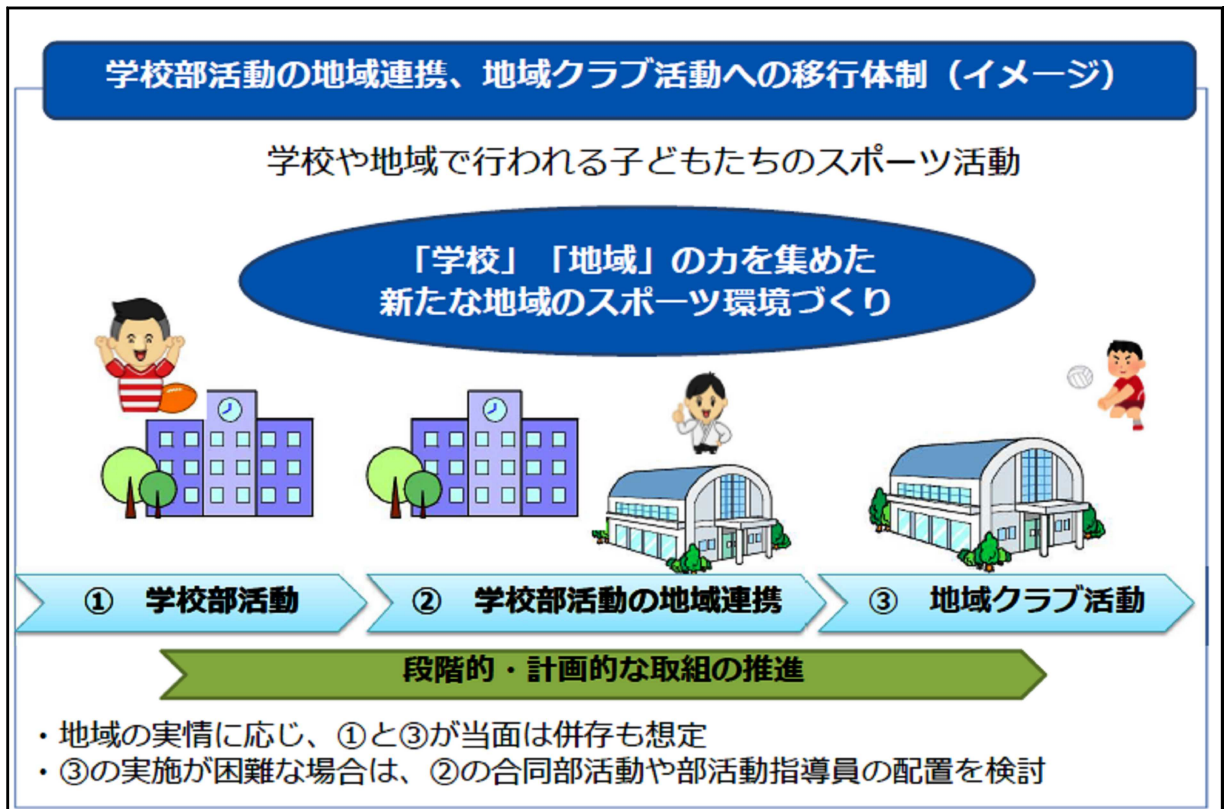
2 学校部活動の地域連携・地域移行のイメージ

市町村の体制づくりを進めていくに当たっては、関係者の合意形成や条件整備等に時間を要する場合も考えられることから、まずは、学校部活動の地域連携を中心として、部活動指導員や外部指導者など地域の指導者の活用や合同部活動を推進し、子どもたちの活動環境を確保しつつ、少しずつ地域移行に向けた体制整備を進めていくことも考えられます（図4・5参照）。

[図4：学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（イメージ）]



[図5：学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行体制（イメージ）]



IV 学校部活動の地域移行に向けた主な課題と解決に向けた取組例

1 実施主体 運営団体

- ・実施主体・運営団体の整備は、誰が、どのように担うのか
- ・単独での体制整備が困難な市町村は、どうすればよいのか

【取組例】

- 市町村におけるスポーツ・文化芸術所管部署と学校（部活動）所管部署等が連携・協力した、市町村が一体となった体制の整備
- 市町村（複数の市町村の連携を含む）が実施主体となることや、市町村が中心となった社団法人やNPOの法人等の設立
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、文化芸術団体などの既存団体の活用
- 地域学校協働本部や保護者会、複数の学校の部活動が統合した新たな団体の設立
- 移動手段の確保などの条件整備と、県や市町村コーディネーターの支援による近隣市町村との広域な連携

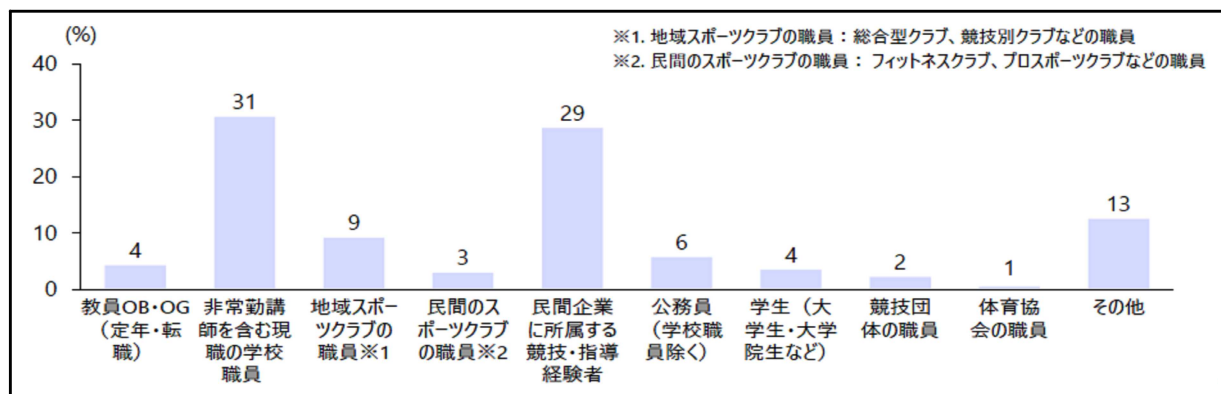
2 指導者

- ・地域指導者の質や量は、どのように確保するのか

【取組例】

- 専門性や教育的な資質・能力を有する人材の発掘・確保・養成の一体的な整備
- スポーツ・文化芸術団体等の協力を得た人材バンク等による指導者登録システムの構築
- 公立学校の部活動指導員・外部指導者の活用、民間スポーツクラブ職員の派遣、ICTを使った遠隔地からのオンライン指導などの活用
- 指導を希望する公立学校の教員を活用するため、学校設置者による兼職兼業の許可など、地域の実情を踏まえた環境の整備
- スポーツ・文化芸術団体等による、子どもたちの多様なニーズに応えられる指導者研修の実施や資格取得の促進等

[図6：令和3年度地域運動部活動推進事業における地域指導者の属性]



「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月スポーツ庁）」より

3 活動場所

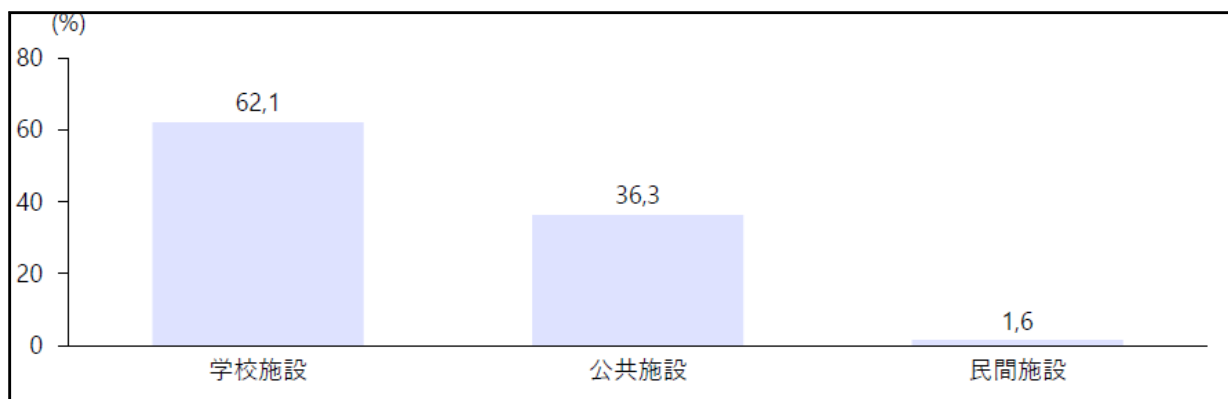
・活動場所は、どのように確保するのか

【取組例】

- 地域の中学校、公共スポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設のほか、小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設の活用
- 運営団体等の安定的・継続的な運営のための、学校施設を含む公共施設の指定管理者制度や業務委託制度等の導入
- 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合の規則等の改善
- 実施主体・運営団体が利用しやすいよう、学校施設、社会教育施設や文化施設等の低廉な利用料金の設定

※活動場所の確保に当たっては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考となります。

[図7：令和3年度地域運動部活動推進事業における活動場所]



「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月スポーツ庁）」より

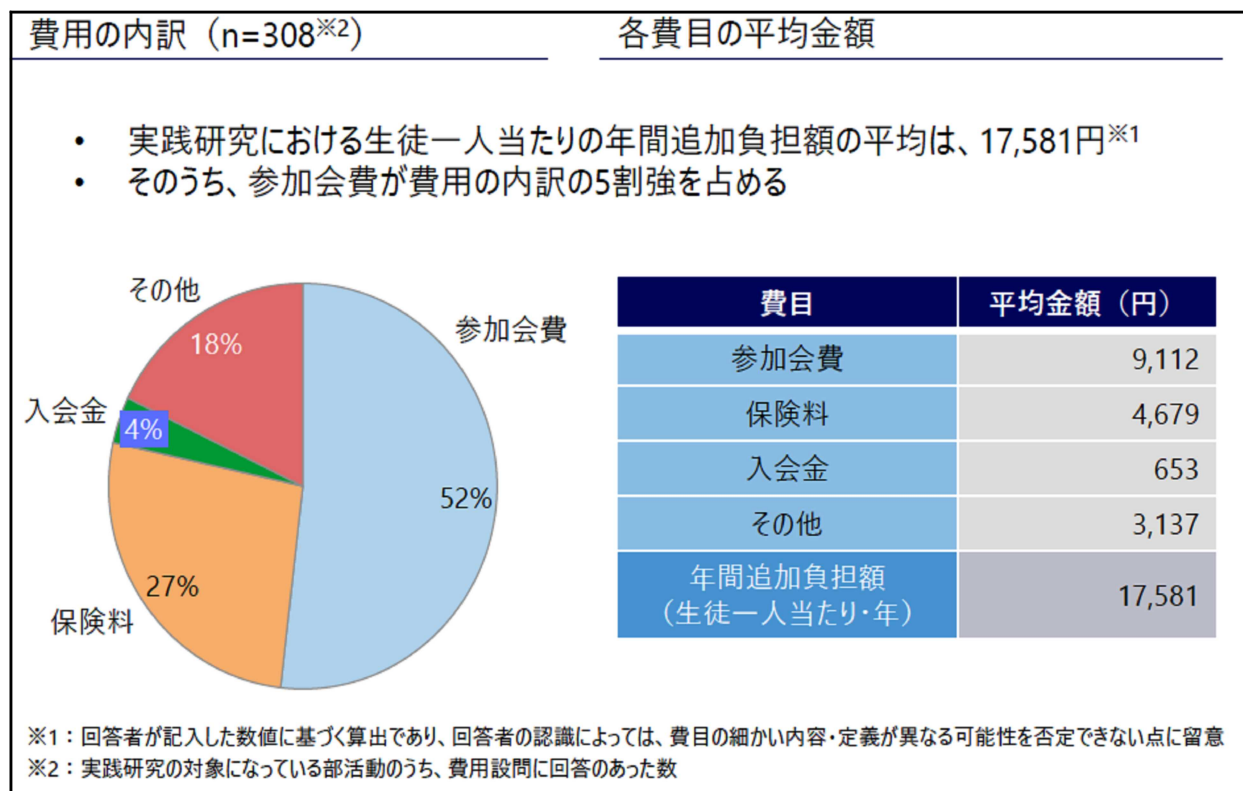
4 保護者負担

・活動場所への移動や指導者への謝金、活動経費などの新たな家計負担に対し、どのように対応するのか

【取組例】

- 指導者への謝金、保険料、練習会場等への送迎など、保護者の負担増による生徒の体験格差を生じさせないための、実施主体・運営団体による低廉な会費の設定
- 県や市町村による、地域クラブ活動に係る施設使用料の免除や送迎の配慮などの支援の在り方の検討
- 地元の企業等の協力を得た、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備
- 企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税等の活用

[図8：令和3年度地域運動部活動推進事業における活動費用の内訳]



「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月スポーツ庁）」より

5 保険の加入

・生徒や指導者等のケガや事故は、どのように対応するのか

【取組例】

- 地域クラブ活動については、学校部活動の災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や損害保険等への個人での加入や、実施主体・運営団体等によるスポーツ安全保険などの集団保険等への加入
- 各競技団体等の関係団体による、地域クラブ活動の実施主体・運営団体が当該団体に加盟する場合の、指導者や参加者に対する保険加入の義務付け

V 学校部活動の地域移行に向けた県・市町村・学校の役割

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備充実に当たっては、県、市町村及び学校が連携・協働しながら各々の役割を果たしていくことが必要です。

なお、県は、市町村や学校が地域移行に向けた取組を円滑に進めることができるよう、例えば、図9に示した役割を担うとともに、市町村の取組の進捗状況を把握し、支援を行います。

[図9：国・県・市町村・学校の主な役割（イメージ）]

主体	主な役割	
国	学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に向けた環境の一体的な整備	
県	国の事業等を活用した市町村への助言・支援 連絡協議会の設置 ・ニーズ・課題の把握 ・推進計画の策定	総括コーディネーターによる市町村への助言・支援 指導者の発掘・確保 ・人材バンクの設置 ・養成研修の実施
市町村	協議会の設置 ・ニーズ・課題の把握 ・方針決定、推進計画策定 ・情報発信	指導者・運営団体等の確保 ・運営団体、実施主体とのマッチング 活動内容の決定 活動場所の確保 ・学校施設の開放
学校	協議会の参画 ・教師、生徒、保護者のニーズの把握 ・協議会への情報提供	学校部活動検討委員会の設置 ・指導者、運営団体等の情報共有 ・地域連携の検討
		市町村の進捗状況把握、助言 ↓ 支援 ↓ 生徒・保護者、地域住民への周知

1 県の役割

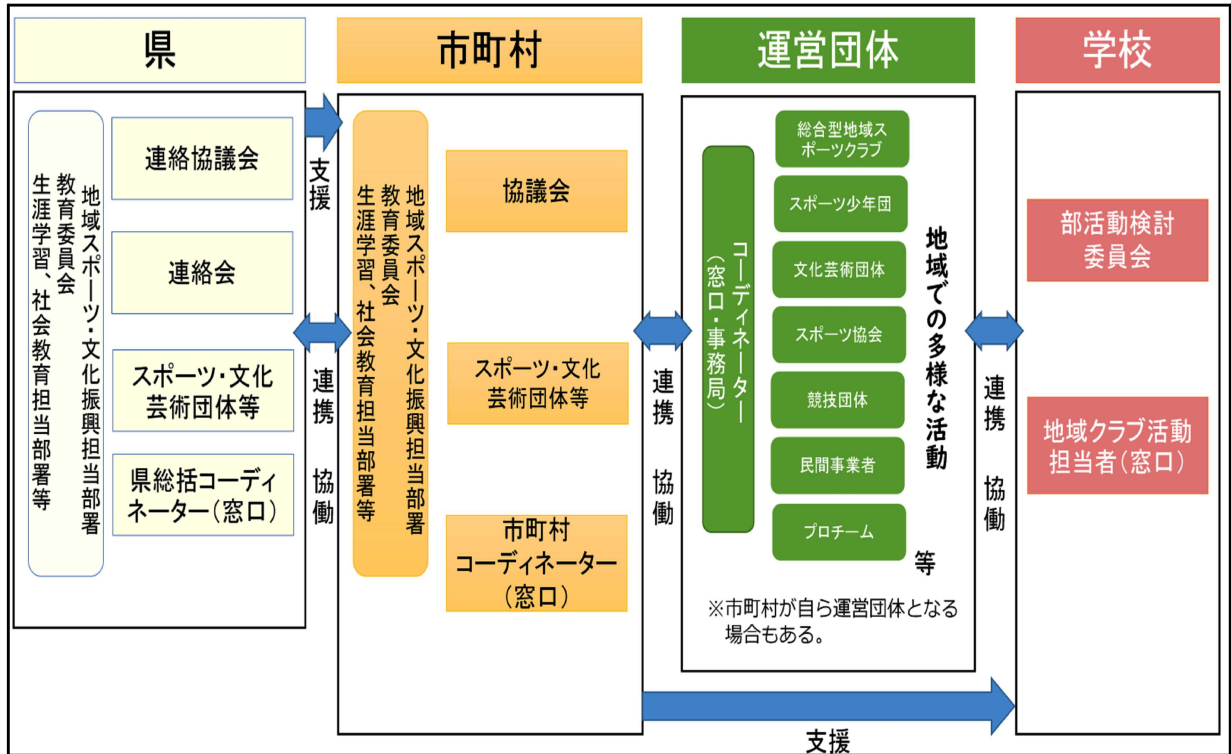
県は、国の事業等を活用し、広域的なスポーツ・文化芸術の振興という観点から、新たな環境の構築に向けた連絡協議会等を設置するなど、各市町村における学校部活動の地域連携・地域移行への取組を支援します。

【取組例】

- 国の実証事業における成果と課題の検証や市町村への情報発信
- 県推進計画の策定と、市町村の方針や計画の策定に対する助言、支援
- 連絡協議会の設置・運営による地域移行にともなう市町村の取組や課題の把握、国及び県の支援の在り方の協議・検討
- 総括コーディネーターによる市町村に対する広域的な助言や支援
- 広域的な人材バンク等の設置や研修等による指導者の確保・育成
- 学校部活動や地域クラブ活動の運営に向けたガイドラインの策定
- 兼職兼業の条件整備による休日の指導を希望する教員の協力体制の構築
- 県立学校の地域連携・地域移行への取組の推進
- 入試等の関連諸制度への対応
- 部活動指導員の配置拡充

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築を図るためには、市町村が主体となって取組を推進することが望まれますが、例えば図10に示すように、関係者同士が連携・協働した体制の下、地域移行に向けた取組を推進することも大切です。

[図10：地域クラブ活動への移行に係る県・市町村・運営団体・学校の関係（イメージ）]



【各コーディネーター等の役割例】

○**県総括コーディネーター**

- ・市町村における、地域移行を進める上での課題解決に必要な助言・支援等
- ・関係団体等との連絡調整や協力依頼等、地域移行に向けた県内の体制整備
- ・市町村や運営団体等の相談窓口

○**市町村コーディネーター**

- ・地域移行の課題解決に向けた、関係機関との連絡・調整や協力依頼等
- ・県総括コーディネーターとの連携、国や県の取組に関する情報収集・周知
- ・子どもや保護者、学校、運営団体等の関係者の相談窓口

○**運営団体コーディネーター**

- ・地域クラブ活動の実施に当たり必要な市町村や学校、地域指導者や生徒・保護者等との連絡調整
- ・学校の地域クラブ活動担当者との連携による、連絡調整や情報共有等

○**地域クラブ活動担当者**

- ・運営団体コーディネーターとの連携、学校と地域クラブ運営団体等との調整や情報共有等
- ・地域クラブ活動の情報提供や、子どもや保護者の相談窓口

2 市町村の役割

新たな地域のスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、関係者間の共通理解により、地域の実情に応じた取組を進めていくことが望ましいものと考えます。

そのため、学校の設置・管理運営やスポーツ・文化芸術の振興を担う市町村が主体となり、地域における関係機関や関係者からなる協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を協議・検討しながら着実な取組を進めていくことが大切です。

また、市町村では、教育委員会の担当部署が主となって取組を進めているところが多いと思われませんが、地域環境の整備充実が重要課題であることから、地域スポーツ・文化芸術担当部署が中心となり、教育委員会の担当部署等と緊密に連携・協力しながら取組を進めていくことが望まれます。

【取組例】

- 協議会の設置による、地域の抱える課題の洗い出しや目指す姿の検討
- 国や県の方針や計画を踏まえた市町村の方針や推進計画の策定
- 設置する学校における生徒、保護者、教員の意識や地域の現状や実態を把握する調査の実施
- 人材バンクの設置や研修等による指導者の確保・育成
- 実施主体等における活動や指導等（練習時間、事故対応、責任の所在等）に関するルールや規定の策定
- 各種大会の参加条件や運営の検討
- 平日と休日の指導体制による問題点の解消
- 兼職兼業の条件整備による休日の指導を希望する教員の協力体制の構築
- 学校部活動と地域クラブ活動との調整を行う窓口・担当者の設置
- 学校の校舎等の利用制度の整備と手続きの整理
- 保護者の負担軽減のための支援方策の検討
- 学校や生徒、保護者、地域住民等への取組の周知、情報提供

【市町村における協議会】

○構成メンバー（例）

- ・市町村行政（地域スポーツ・文化振興担当部署、教員委員会、生涯学習、社会教育担当部署等）、スポーツ推進委員、市町村スポーツ協会、文化芸術団体、中学校長、PTA、地区中体連、地区中文連、企業、自治会、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団等

○役割（例）

- ・国や県の方針を踏まえた市町村の方針や方向性の検討
- ・国や県の推進計画等を参考にした推進計画の策定
- ・方針の実現に向けた地域における関係者の連携・協働体制の検討
- ・学校部活動の地域連携・地域移行に向けた課題の洗い出し
- ・地域移行後の取組状況の把握と課題に対する協力体制の構築
- ・運営団体・実施主体の検討、設立（必要に応じて）
- ・指導者の発掘・確保（兼職兼業による教員の活用含む）の検討・募集、研修実施
- ・家庭への支援方策の検討 等

3 学校の役割

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、学校部活動や地域クラブ活動は生徒にとって望ましい環境となるよう、部活動検討委員会等を設置し環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域連携・地域移行を進めるに当たり、生徒や保護者、教員等の理解と協力を得ながら、地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者等と協働・融合した取組を進めていくことも必要です。

なお、地域クラブ活動において、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていくためには、学校と地域クラブの間で生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で子どもの望ましい成長を保障する体制を整備するとともに、兼職兼業により指導に携わる教員の知見を活用することも重要だと考えます。

【取組例】

- 部活動検討委員会等による自校の現状や課題、今後の在り方等の検討
- 教員、児童生徒、保護者のニーズの把握と市町村協議会への主体的な参画
- 学校設置者の方針や計画を踏まえた、地域連携・地域移行への参画
- 地域クラブ活動との調整（練習日・活動場所等）を行う担当の設置
- 地域クラブ活動の運営団体との合同による活動の実施
- 地域クラブ活動の運営団体への学校部活動運営のノウハウの伝授と生徒に関する情報共有
- 地域クラブ活動の内容等の生徒や保護者への積極的な周知・情報提供

【部活動検討委員会】

○構成メンバー（例）

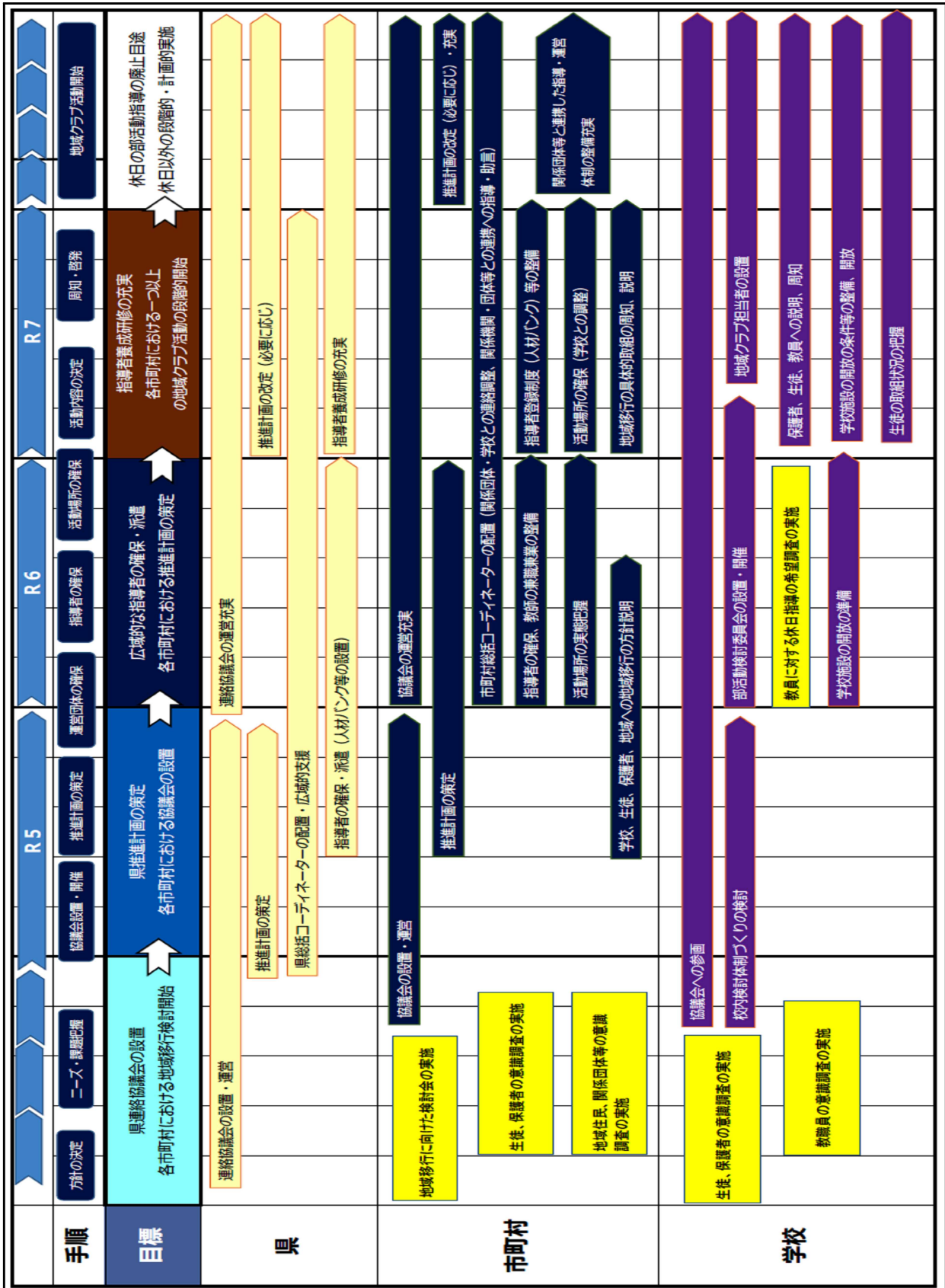
- ・管理職、部活動主任、PTA、学校評議員・学校運営協議会委員、スポーツ推進委員、地域指導者、学校後援会、同窓会、地域スポーツ・文化芸術団体等

○役割（例）

- ・市町村の方針や計画を踏まえた、当該校の地域連携・地域移行の方針の検討
- ・市町村の方針や計画を踏まえた、当該校の学校部活動と地域クラブ活動との連携の検討及び連携体制の構築
- ・学校部活動の適正化や効率的・効果的な活動の推進
- ・地域移行後の取組状況の把握と課題に対する対応の検討

VI 学校部活動の地域移行のロードマップ・パターン・数値目標

1 地域移行のロードマップ



〔図11：学校部活動の地域クラブ活動への移行の手順等や流れについて（県、市町村、学校）〕

学校部活動の地域移行については、例えば、図11のような手順等が考えられます。

なお、市町村や学校においては、地域や学校の実情に照らした相応しい進め方について十分な検討を加えた上で、手順や流れを決定し、生徒や保護者等へ丁寧な説明を行うことが大切です。

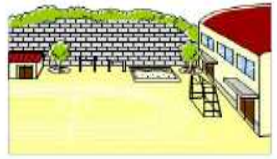
2 休日における部活動の地域移行パターン

学校部活動の地域移行に当たっては、地域の実情、生徒のニーズなど条件が異なるため、様々なパターンが考えられます。そのため、それぞれの地域に応じた移行を進めていくことが重要です。

また、地域移行は、単に部活動を学校から切り離すということではなく、地域全体で子どもたちの多様な体験機会を創出する必要があることから、地域住民等にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す必要があります。

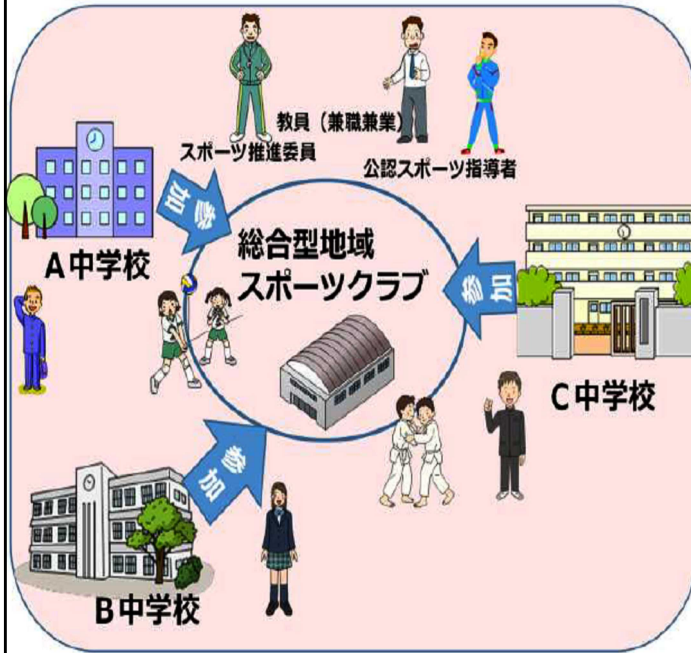
図12のパターンを参考に、市町村の地域移行に向けた体制づくりを検討することが望まれます。なお、図12で提案したパターンには、それぞれメリットや課題が想定されるため、地域の実情に応じた形を見極め、いくつかのパターンを組み合わせるなど、最適な方法を検討することが大切です。

[図12：地域移行パターンの概要]

休日の部活動の地域移行モデルパターン			
区分	パターンA 地域における既存団体	パターンB 地域における新たな団体	パターンC 拠点校・市町村連携等
中心 的な 運 営 ・ 実 施 主 体	①総合型地域スポーツクラブ	①行政（教育委員会等）	①拠点校方式
	②スポーツ少年団	②スポーツ協会・競技団体 文化芸術団体	②市町村連携方式
	③クラブチーム・道場	③保護者会・同窓会	③中高連携方式
	④民間スポーツクラブ	④企業・大学・民間事業者	
★各地域の実態や特性に応じて、様々なモデル・パターンを組み合わせるなど、多様な地域移行モデルが考えられます。			

(1) パターンA 地域における既存団体活用型

A-① 総合型地域スポーツクラブ



【形態】

- 既存クラブの教室が運営する形で実施。
- 複数のクラブが統合し、新たなクラブを創設する形で実施。

【メリット】

- ◇総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度による運営体制が整っている。
- ◇公認スポーツ指導者等資格を有している指導者が登録されている。
- ◇様々な年代との交流による豊かな体験が期待される。

【課題】

- ◆中学校部活動の受け皿となるクラブの数が少ない。
- ◆生徒のニーズに応じた体制づくりが必要。
- ◆指導者の質と量の確保が必要。

A-② スポーツ少年団



【形態】

- 既存のスポーツ少年団が運営する形で実施。
- 複数の少年団が統合し新たに創設する形で実施。

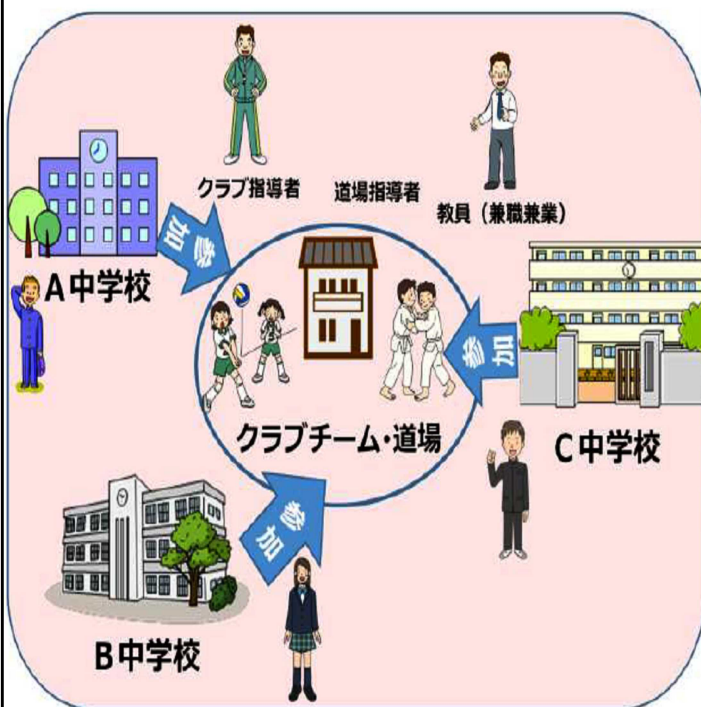
【メリット】

- ◇既に活動実績があり、指導体制が確立されている。
- ◇公認スポーツ指導者等資格を有している指導者が登録されている。
- ◇小学生との交流による豊かな体験が期待される。

【課題】

- ◆中学校部活動の受け皿となる体制づくりが必要。
- ◆生徒の発達段階や教育的配慮に関する知識等を有する指導者の育成・確保が必要。
- ◆小学生との合同練習による複数の指導者の配置が必要。

A-③ クラブチーム・道場



【形態】

□現在活動しているクラブチームや道場、吹奏楽団等の団体が運営する形で実施。

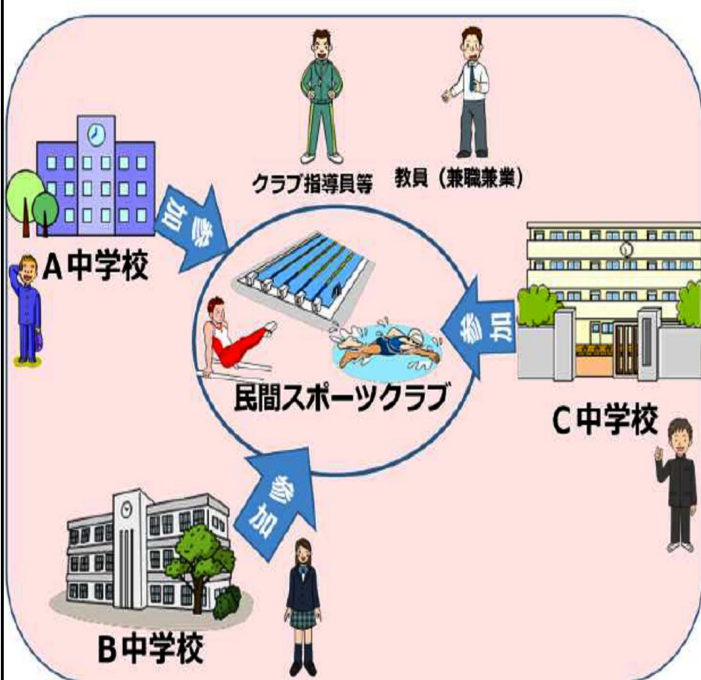
【メリット】

- ◇既に活動しており、中学生への指導実績もある。指導体制が確立されている。
- ◇指導者資格等の専門性の高い指導により、生徒のニーズに応じた指導が展開される。

【課題】

- ◆地域の種目が限定的なため、受け入れ人数や指導体制の拡充が必要。
- ◆様々な学校部活動の種目に応じた対応が困難。

A-④ 民間スポーツクラブ



【形態】

□民間スポーツクラブ・事業者が新たな事業として運営する形で実施。

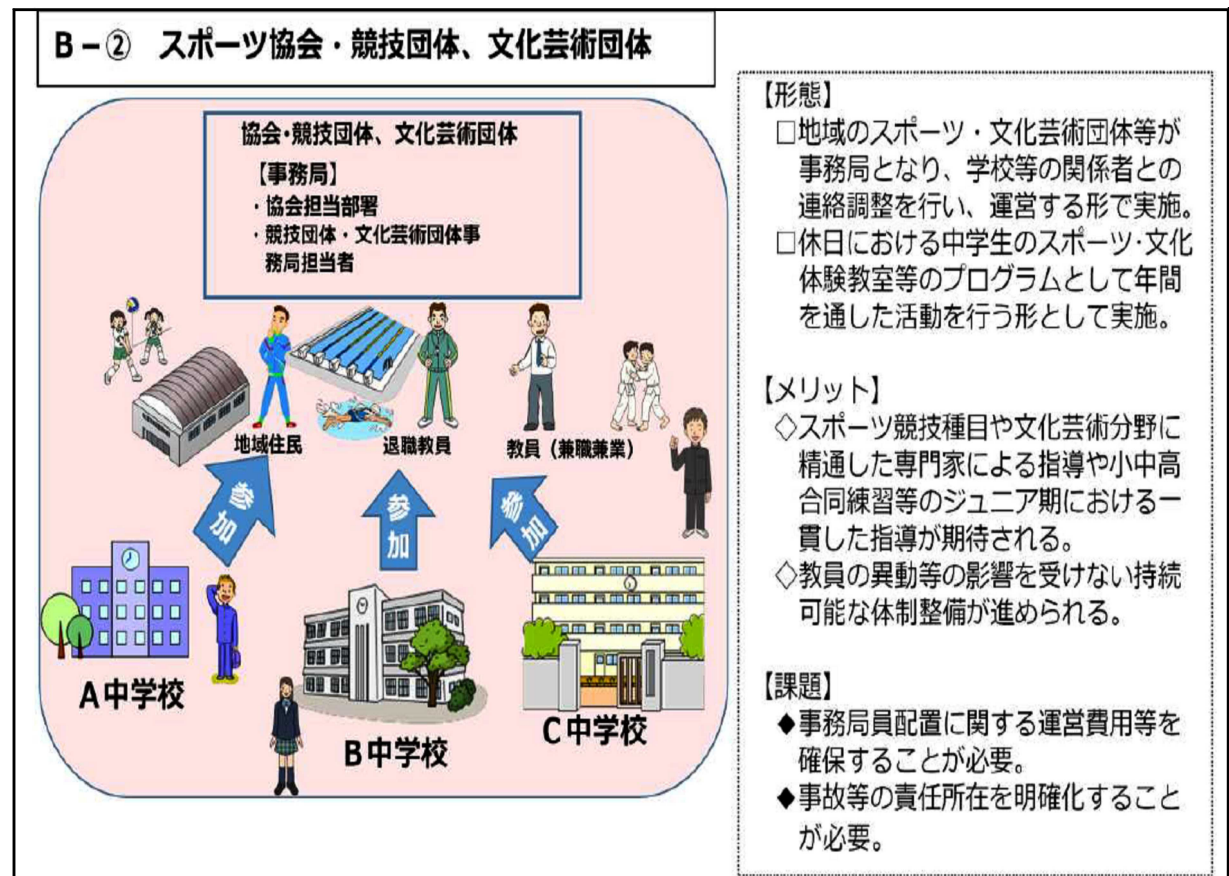
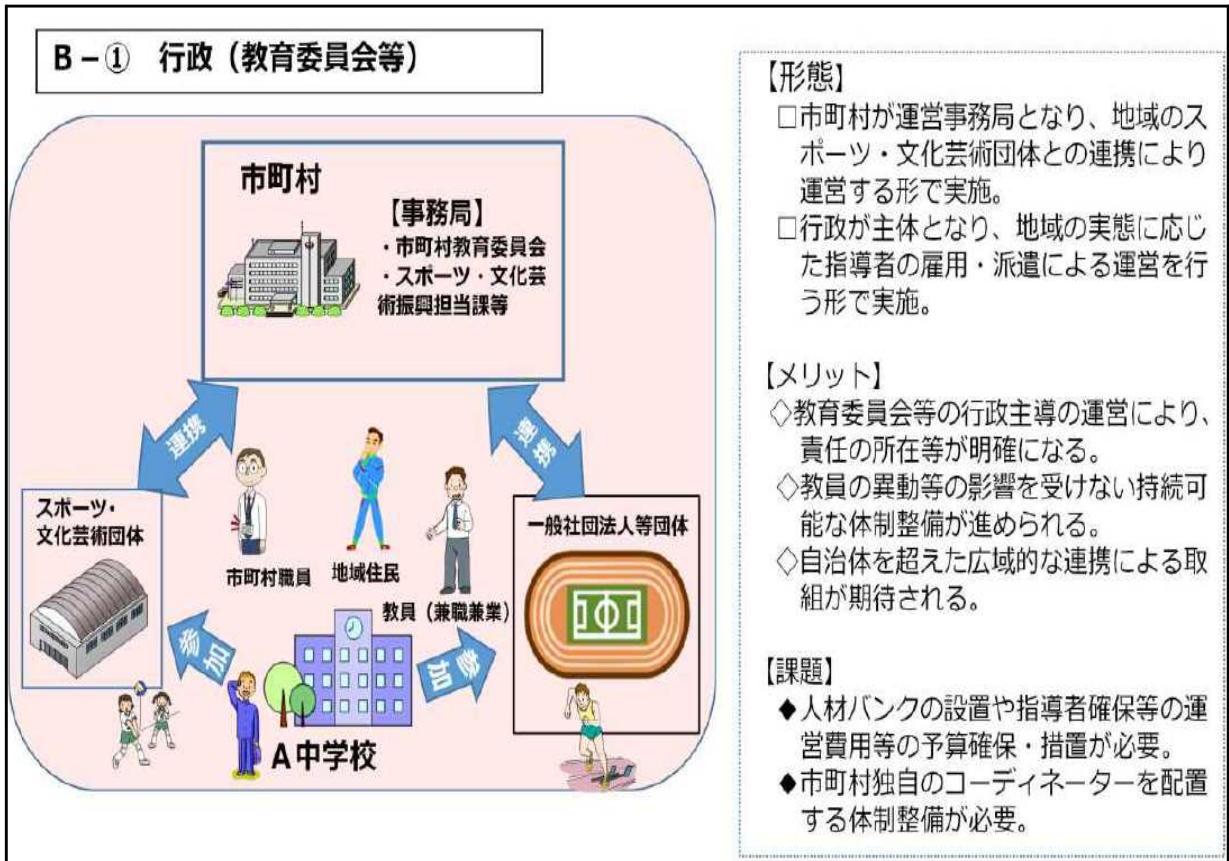
【メリット】

- ◇クラブや教室の運営実績があり、クラブの経営基盤や指導体制が確立されている。
- ◇指導者資格等の専門性の高い指導により、生徒のニーズに応じた指導が展開される。

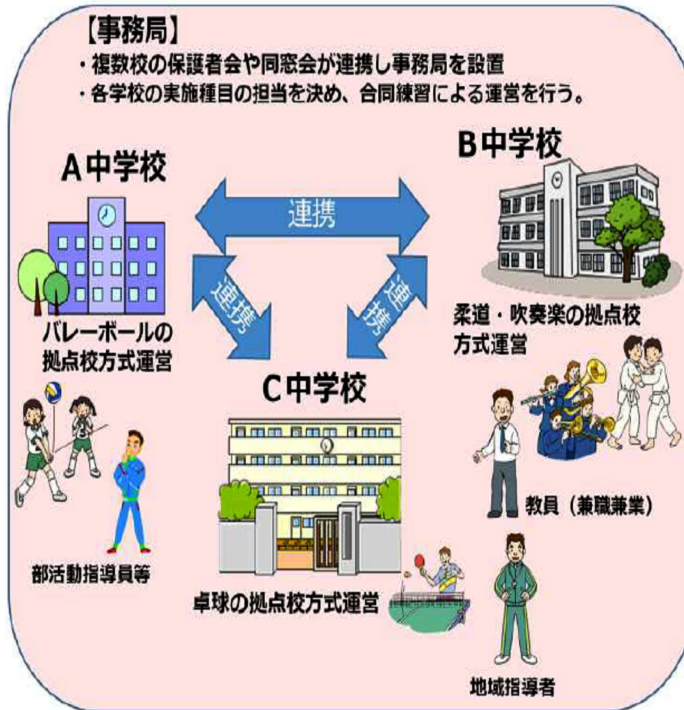
【課題】

- ◆会費や月謝等の新たな家計の負担が増える。
- ◆クラブの施設以外の練習場所を確保する場合の対応。
- ◆民間業者の学校施設等の利用に関する条件整備等の調整が必要。

(2) パターンB 地域における新たな団体創設型



B-③ 保護者会・同窓会



【形態】

□複数の学校の保護者会や同窓会等が事務局となり、関係者間の連携により拠点校や活動内容を決め、運営する形で実施。

【メリット】

- ◇活動する人数が確保され、効果的な練習を行うことができる。
- ◇部活動指導員や外部指導者の活用や教員の当番制などにより、一部指導者に負担が偏らないよう配慮できる。

【課題】

- ◆事務局員配置に関する運営費用等を確保することが必要。
- ◆複数校の連絡調整に時間や手間を要する。
- ◆各学校の指導者間の綿密な情報共有等を行うなどの連携が必要。

B-④ 企業・大学・民間事業者



【形態】

- 企業や大学等と学校が連携し、競技経験等のある社員や大学生を指導者として派遣する形で実施。
- 企業の社会貢献活動として、退職教員や教員、大学生を雇用し、学校部活動に派遣する形で実施。

【メリット】

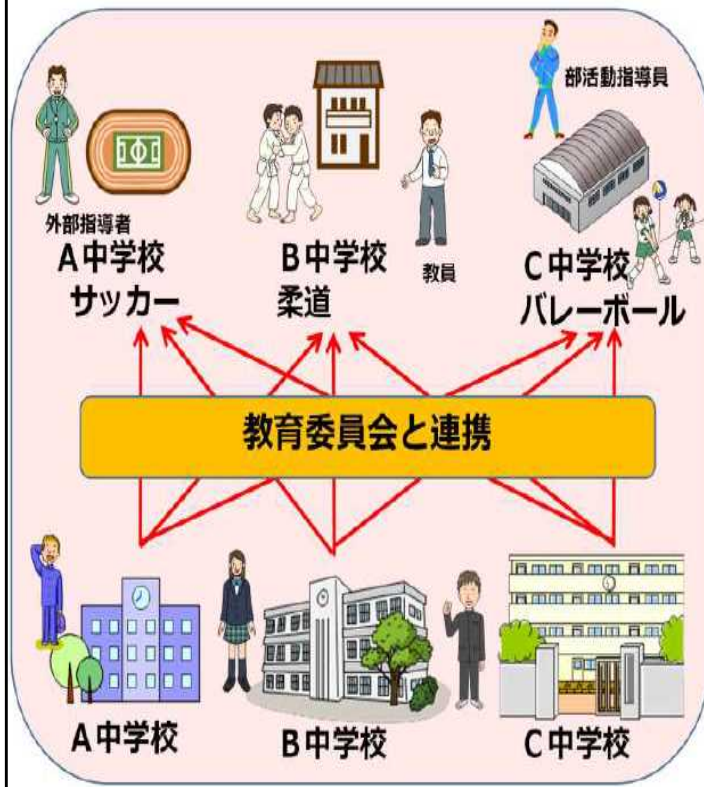
- ◇専門性の高い指導により、生徒のニーズに応じた指導や効果的な練習が展開される。
- ◇企業や大学と連携することで、継続的な指導者の確保ができる。
- ◇企業の社会貢献活動、大学のインターンシップとして実施することができる。

【課題】

- ◆大学内の事務局設置、学生への指導者研修の実施など、大学との連携が必要。
- ◆企業・大学と学校との連絡調整に時間や手間を要する。

(3) パターンC 拠点校方式・市町村連携等

C-① 拠点校方式



【形態】

- 学校と教育委員会との連携により、指導者等を考慮し、拠点校を決定する。拠点校の校長が、活動の方針や内容を決定する形で実施する。
- 休日（長期休業含む）の活動を中心とし、平日は自校の部活動に参加する。

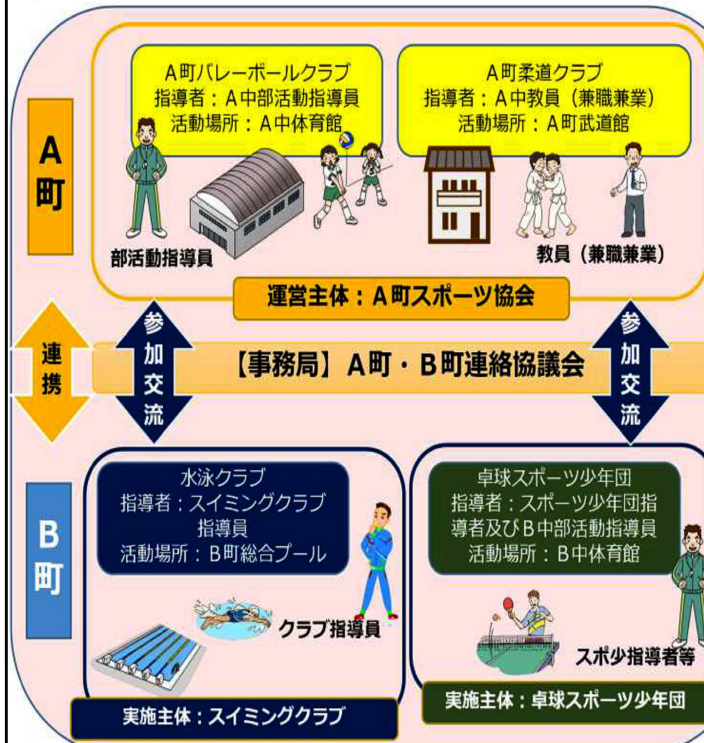
【メリット】

- ◇希望する部活動が学校にない生徒のニーズに応えることができる。
- ◇練習相手の確保、練習内容の幅の拡大など、質の高い活動を行うことができる。
- ◇専門性を有する指導者からの指導を受けることができる。

【課題】

- ◆移動による人的・経済的負担の増加に対する保護者の理解と協力が必要。
- ◆教員等の異動による拠点校の変更がある。

C-② 市町村連携方式



【形態】

- A町とB町に居住する生徒が希望する地域クラブ活動に加入し参加する形で実施（他市町村も参加可能）。
- A町・B町合同で立ち上げる連絡協議会が事務局となり、コーディネーターと連携し、学校・クラブとの連絡調整を行う形で実施。

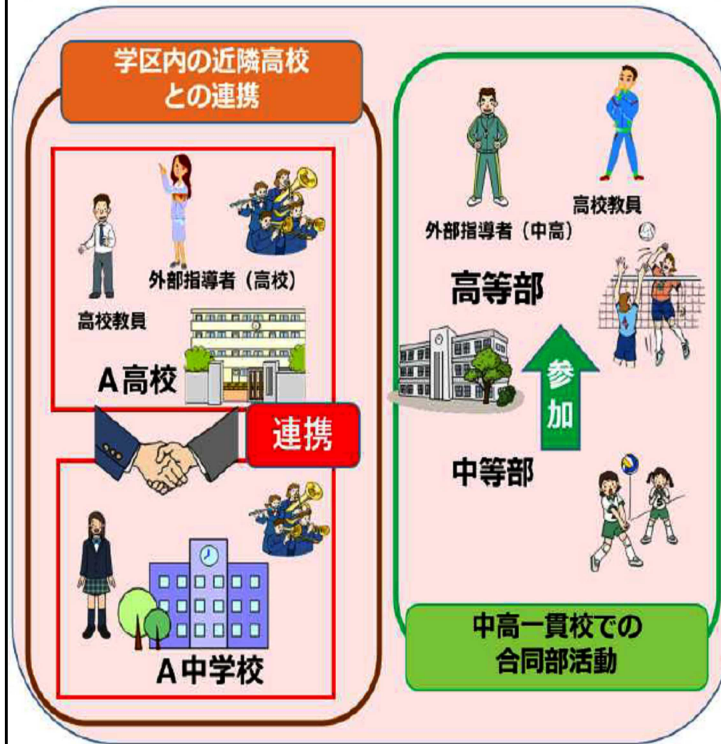
【メリット】

- ◇自治体の広域化のメリットを生かした受け皿となる団体・指導者の確保等の条件整備が進めやすい。
- ◇練習相手の確保、練習内容の幅の拡大など、質の高い活動を行うことができる。
- ◇教員の異動等の影響を受けない持続可能な体制整備が進められる。

【課題】

- ◆広域的な連携を支える体制基盤の確立、中心的役割や責任を担う担当部署等の明確化。
- ◆事故等の責任所在の明確化が必要。

C-③ 中高連携方式



【形態】

- 中学校のPTAや部活動保護者が主体となって、近隣の高校や高等部の部活動との合同で運営する形で実施する。
- 休日（長期休業含む）の活動を中心としつつ、平日についても可能な限り実施する形で運営する。

【メリット】

- ◇合同練習により、練習相手の確保、練習内容の幅の拡大など、質の高い活動を行うことができる。

【課題】

- ◆生徒の発達段階や体力・技能差がある。
- ◆高校との行事や練習時間等の連絡調整に時間や手間がかかる。

3 数値目標

	指標名	現状値		R 5	R 6	R 7
1	協議会等を設置している市町村数	20 (R5.6)	目標	22	25	25
2	推進計画等を策定している市町村数	0 (R5.6)	目標	4	15	25
3	学校部活動の地域移行に着手している市町村数	3 (R5.4)	目標	4	9	25

おわりに

学校部活動は、長年にわたり中学校等において設置・運営され、学校における教育活動の重要な要素となってきました。また、子どもたちだけでなく、保護者や地域住民等の様々な人々が深く関わってきたことから、その在り方は国民的な関心事となっています。

しかし、学校部活動を巡り様々な課題が指摘されるとともに、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されています。

このような状況の中、本県では、学校部活動の抱える課題解決に当たり、学校のみならず、地域全体での取組が不可欠であると考え、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。

また、スポーツや文化芸術活動を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではなく、「地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力しそれぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

そのため、本推進計画は、様々な事情を抱える地域や学校において、関係者の連携・協働により学校部活動の地域連携や地域移行を進めるための「選択肢」を示すとともに、諸課題を解決するための「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としています。

各市町村や学校、関係団体等においては、本推進計画の内容を参考に、地域の実情に応じて、適切な方法を選択したり、複数の手法を組み合わせたりするなどの創意工夫により、地域の誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を構築していくことを期待しています。